産業廃棄物処理業・特別管理産業廃棄物処理業の変更届について

横須賀市

1. 変更届とは

変更届は、すでに処理業の許可を取得している方が、届け出ている運搬車両、役員等を変更 したり、業を廃止した際に行うもので、法により変更又は廃止の日から **10 日以内に届け出** なければなりません。

ただし、法人が名称、役員などを変更したときなど、**登記事項証明書の資料添付を要する** 場合には30日以内に届け出てください。

2. 提出先

〒238-8550 横須賀市小川町11番地 横須賀市環境部廃棄物対策課 (市役所1号館5階)、電話番号: 046-822-8418

受付時間 平日 8:30から12:00 13:00から17:00

来庁して窓口で提出していただくか、郵送でも受け付けますが、郵送の場合は副本の返信用 封筒と副本の重量分の切手を同封してください。許可証の書換えが伴う変更届は、許可証用の返 信用封筒(切手460円※)またはレターパックプラス(520円)も同封してください。

※なお、副本と書き換えた許可証を同時に返送することをご希望される場合は、返信の郵送物の重さが100gを超過することが想定されるときにその重さに見合った郵送料分の切手を同封若しくは返信用の封筒に貼付してください。

3. 提出書類

受けている許可の種類に応じた届出用紙と必要な書類を添付して提出してください。届出は 受けている許可ごとに必要です。産業廃棄物収集運搬業と処分業の許可を有している場合、た とえ変更の内容が同じであっても、各々届出書を提出してください。この場合、証明書等の原 本はどちらか一方のみに添付し、もう一方の届出書にはそのコピーの添付でかまいません。

許可の種類	届出書
産業廃棄物収集運搬業・処分業	様式第十一号
特別管理産業廃棄物収集運搬業・処分業	様式第十七号

4. その他届出にあたっての注意事項

- ・変更届出書及び添付書類は<u>正本副本各一部の計2部</u>作成し提出してください。副本の証明書等 はコピーしたもので構いません。
- ・変更届には**許可証の写し**を必ず添付してください。
- ・住民票はマイナンバーの記載がないもので、本籍又は国籍・地域記載のもの。
- ・商業登記簿謄本、住民票等は**3ヶ月以内**に発行されたものに限ります。
- ・変更により許可証の書換えが必要な場合、出来上がった段階で連絡しますので旧許可証持参のうえ来庁してください。新しい許可証は旧許可証と引き換えで交付します。なお、<u>郵送による許可証の交付も行っております。その場合、460円の切手を貼った返信用封筒またはレターパックプラス(520円)をご用意ください。</u>

変更届に必要な添付書類

横須賀市

		横 須 貸 T
No.	変更事項	必要添付書類
1	申請者所在地の変更	○ 商業登記簿又は法人登記簿の謄本(個人の場合はマ
		イナンバーの記載がないもので、本籍又は国籍・地
		域記載の住民票)
		〇 案内図
		※ 自治体が行った住居表示の変更はその証明書のみで可
2	法人の組織・名称の変更又は	○ 定款(又は寄付行為)の写し及び商業登記簿等謄本
	個人の氏名の変更	(個人の場合はマイナンバーの記載がないもので、
		本籍又は国籍・地域記載の住民票)
3	役員等、政令で定める使用人、	○ 商業登記簿謄本及び変更事項を証する書類(商業登
	法定代理人の変更	記簿等謄本で変更内容が明らかな場合は不要)
		○ 誓約書(退任のみの場合は不要)
		○ 新任の方の住民票(マイナンバーの記載がないもの
		で、本籍又は国籍・地域記載のもの)
		○ 役員等の新旧対照表
4	株主又は出資をしている者	○ 誓約書
	(100分の5以上の者)	○ 新たな株主又は出資者が個人の場合
		・株主又は出資者の住民票 (マイナンバーの記載が
		ないもので、本籍又は国籍・地域記載のもの
		新たな株主又は出資者が法人の場合
		・株主又は出資者の商業登記簿謄本
		○ 株主等の新旧対照表
5	事務所及び事業場の所在地 (住所を除く)	○ 変更後の事務所及び事業場の付近の見取り図
6	車庫の変更	○ 車庫の使用権原を証明するもの(賃貸契約書等)
		〇 案内図
		○ 配置図
7	運搬用車両の変更	○ 変更後の運搬車両一覧表
		○ 新たに使用する車両の自動車検査証の写し(借用し
		ている場合は車両の使用証明書を併せて提出して
		ください)
		○ 新たに使用する車両の写真(車両の前面(真正面)
		と車両の側面(真横)から写したもの、車両の表示
		義務が明確に判別できるもの)
		※ 車両の廃止のみの場合は変更後の運搬車両一覧表
		のみで可
8	業の廃止	○ 許可証(原本)※一部の廃止の場合は許可証は不要
9	積替え保管に係る事項の変更	○ 変更に係る書類及び図面
	処理施設に係る変更	※ 事前に窓口にて相談してください。
	•	•